

令和２年度水力発電の導入促進のための事業費補助金

（水力発電事業性評価等支援事業）のうち

人材育成等を行う事業

公募要領

令和２年５月

一般財団法人 新エネルギー財団

目 次

1. 事業の目的	1
2. 業務の内容	2
3. 業務実施期間	5
4. 応募資格について	5
5. 契約の要件	5
6. 応募手続きについて	6
7. 審査・採択について	8
8. 契約について	9
9. 対象経費について	9
10. 説明会の開催	10
11. 応募書類の様式	10

1. 事業の目的

我が国における一般水力の開発は昭和30年代にピークを迎え、旺盛な電力需要に対応するため大規模水力の建設が相次いだ。が、水力開発の適地の減少や火力発電所の建設が主流になってきたこと等から次第に停滞していった。しかし、昭和48年のオイルショックを契機として一般水力の開発が再び見直され、「中小水力開発費補助金」などの施策により経済性を確保できる地点の開発は継続されたが、原子力発電の本格導入によりむしろその夜間余剰電力の吸収あるいはバックアップ電源としての揚水発電の開発が中心となって進められてきた。

平成23年東日本大震災以降においては、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（平成24年7月1日施行）」により、太陽光発電を中心にそれらの導入量が飛躍的に伸展した。今後、エネルギー自給率の低い我が国においては、再生可能エネルギーの中でも長期に亘って安定的な電力供給が可能な水力発電について、「長期エネルギー需給見通し（平成27年7月政府決定）」における8.8～9.2%程度（令和12年時点）とされた水力発電の電源構成比率達成に向けて、関係者が一丸となってより強力に推進していく必要がある。

水力発電の調査・計画にあたっては、地域の社会環境の実態を理解し、自然環境（地形、地質、気象、植生、林相、貴重動植物、河川流況等）を適切に把握したうえで、最適な発電所を個々の地点に合わせて建設する必要があることから、経験と創意工夫が要求されるものである。また、更新・増強プロジェクトにおいても、社会・自然環境の変化あるいは電力市場の実態等を意識したうえで、求められる機能を十分に達成するように水力発電設備を改良していくことが肝要である。これまで水力発電にかかわってきた技術者の大量退職を背景に、技術者不足と併せ技術継承の重要性が叫ばれているところであり、水力発電を効率的・経済的に推進していくためには、技術者の育成を重点的に実施していくことが緊要なものと考えられる。

本事業は、新規水力開発のみならず、効率性・環境順応性・安全性向上につながる合理的な水力発電設備の更新・増強を担うことができる水力技術者の育成を図るため、「一般コース」として、調査、計画、設計、許認可手続き、建設、保守・運営管理、助成制度から事業性評価に亘る広範な基礎的事項を網羅した研修会を、「専門コース（計画）」として、高度な図上計画策定能力（経済性・事業性評価を含む）を身につけるための研修会を開催する。また「専門コース（設計）」として主要な工作物の設計に関する知識や維持管理および保守のしやすさに配慮した設計のポイントを身につけるための専門的能力を重視した研修会を、ならびに水力開発に関する政策・好事例や事業性評価を内容とした「水力開発セミナー」を開催することとする。

2. 業務の内容

2. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3. 2～3. 4に示す各研修コース及び水力開発セミナーについては、十分なソーシャルディスタンスを確保するリモート開催とするなど、「密閉」「密集」「密接」を回避可能な形態で開催すること。

これに伴い、3. 2及び3. 3に示す各研修コースにおいて現地研修・現地踏査を行うことができない場合は、遜色のない研修効果が得られる代替策を提案すること。

2. 2 一般コース

テキスト及び各地域の実態を踏まえた付属テキストによる講習を行い、開発事例を紹介するとともに、自然、社会環境、更には河川利用の実態等を重視し、地域の特色や実情に配慮した研修を実施する。

業務内容は、次のとおりである。

(1) テキストの見直し

過年度の水力発電人材育成研修会テキスト（ダウンロードファイル一覧に掲載）について、時点修正など必要な見直しを行う。具体的な見直し内容については、提案書において提案する。

なお、テキストは、業務終了後に新エネルギー財団がホームページに公開する。

(2) 各地域に係る付属テキストの作成

開催地毎に付属テキストを作成する。付属テキストには、①自然事象に関する項目、②開発事例に関する項目及び、③自然環境・社会環境に関する項目が含まれていなければならない。

(3) 研修の開催

座学研修を3日程度、現地研修を半日程度行う。開催箇所数は、2箇所程度とする。

研修の主催者を新エネルギー財団とした研修参加者の募集（募集要項の作成とホームページでの公告）、研修会場の借上げ、必要機材の確保、現地研修場所への移動手段の確保、及び現地研修参加者に係る保険加入等の安全確保対策を実施する。

座学研修では、視聴覚に訴えるビデオ上映を含め、わかりやすい研修を心掛ける。

現地研修では、設計・施工・開発体制等に模範的工夫を凝らした水力発電設備、あるいは測水所等を対象とする。

カリキュラム、講師予定者、現地研修の開催場所、安全確保対策など、具体的な内容は提案書において提案する。

2. 3-1 専門コース（計画）

テキストによる講習に加えて、水力計画の策定に係る実践的な演習及び現地踏査を実施する。

業務内容は、次のとおりである。

(1) テキストの見直し

過年度の水力発電人材育成研修会テキスト（ダウンロードファイル一覧に掲載）について、時点修正などの必要な見直しを行う。

具体的な見直し内容については、提案書において提案する。

なお、テキストは、業務終了後に新エネルギー財団のホームページに公開する。

(2) 研修の開催

高度な図上計画策定能力を身につけるために適切なフィールドを選定し、座学研修を4日程度、現地踏査を1日行う。開催個所数は、2個所程度とする。

研修の主催者を新エネルギー財団とした研修参加者の募集（募集要項の作成とホームページでの公告）、研修会場の借上げ、必要機材の確保、現地踏査場所への移動手段の確保、及び現地踏査参加者に係る保険加入等の安全確保対策を実施する。

座学研修では、視聴覚に訴えるビデオ上映を含め、わかりやすい研修を心掛ける。

現地踏査では、水力開発計画を策定する際に重要となる調査手法のポイントを理解させるべく配慮する。

カリキュラム、講師予定者、座学研修及び現地踏査の開催場所、安全確保対策など、具体的な内容は提案書において提案する。

2. 3-2 専門コース（設計Ⅰ）

テキストによる講習に加えて、水力発電所を構成する主要な工作物の設計に係る実践的な演習及び現地研修を実施する。

業務内容は、次のとおりである。

(1) テキストの見直し

過年度の水力発電人材育成研修会テキスト（ダウンロードファイル一覧に掲載）について、時点修正などの必要な見直しを行う。

具体的な見直し内容については、提案書において提案する。

(2) 研修の開催

座学研修を4日程度、現地研修を半日程度行う。開催個所数は、2個所程度とする。

研修の主催者を新エネルギー財団とした研修参加者の募集（募集要項の作成とホームページでの公告）、研修会場の借上げ、必要機材の確保、現地研修場所への移動手段の確保、及び現地研修参加者に係る保険加入等の安全確保対策を実施する。

座学研修では、視聴覚に訴えるビデオ上映を含め、わかりやすい研修を心掛ける。

現地研修では、設計のポイントに係る理解の増進を図ることを目的として、既存の水力発電所等を対象とする。

カリキュラム、講師予定者、座学研修及び現地研修の開催場所、安全確保対策など、具体的な内容は提案書において提案する。

2. 3-3 専門コース（設計Ⅱ）

テキストによる講習に加えて、水力発電所の完成後の維持管理および保守性に配慮した設計を主体としたもので、巡視点検をはじめ、計測・管理法等を体験する現地研修も併せて実施する。

業務内容は、次のとおりである。

（１）テキストの見直し

過年度の水力発電人材育成研修会テキスト（ダウンロードファイル一覧に掲載）について、時点修正などの必要な見直しを行う。

具体的な内容については、提案書において提案する。

（２）研修の開催

座学研修を3日間程度、現地実習を1日行う。開催個所数は、1個所とする。

研修の主催者を新エネルギー財団とした研修参加者の募集（募集要項の作成とホームページでの公告）、研修会場の借上げ、必要機材の確保、現地研修場所への移動手段の確保、及び現地研修参加者に係る保険加入等の安全確保対策を実施する。

座学研修では、視聴覚に訴える教材を用いるなど、わかりやすい研修を心掛ける。

現地実習では、既存の水力発電所にて巡視点検をはじめ、計測・管理法等を体験することにより、維持管理を考慮した設計のポイントを身につけるよう配慮する。

カリキュラム、講師予定者、座学研修及び現地研修の開催場所、安全確保対策など、具体的な内容は提案書において提案する。

2. 4 水力開発に関する人材育成セミナーの開催

令和元年度の研修内容を概説するとともに、水力開発に関する政策、好事例や事業性評価を内容としたセミナーを開催する。参加者の募集にあたっては、幅広い視点を有する人材を育成する観点から、様々な実務的課題について有用な知識が培われる内容である旨周知を図る。

なお、開催期間は1日間、募集人員は100名程度とする。

2. 5 委員会の運営

有識者から構成される委員会を設置し、研修内容等に関する意見を集約し、反映させる。

委員会は、4名程度で2回程度の開催を見込み、委員長及び委員の選任及び人数については事前に当財団と調整・確認を行うものとする。

2. 6 アンケート調査

研修の成果を把握し、次年度以降の研修計画に反映させるため、受講者に対しアンケート調査を行う。また、平成28年度に開始した本研修の効果を明らかにするため、過年度の受講者に対し、成果の活用等を主眼とした追跡調査を行う。

2. 7 報告書の作成

業務報告書及び概要版を作成すること。（電子媒体2枚）

2. 8 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策について状況変化があった場合は当財団にすみやかに報告し、協議のうえ、適切な対応をとること。

3. 業務実施期間

契約締結日から令和3年2月15日まで。

4. 応募資格について

本業務の対象となる事業者は下記（1）～（6）を全て満たすものとする。

- （1）日本法人（登記法人）であること。共同体を構成する場合は、幹事法人を定めて応募すること。
- （2）経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者には該当しないこと。
- （3）業務を円滑に遂行するため、十分な経営基盤を有していること。
- （4）業務を運営・管理できる水力発電にかかる専門的能力を有しており、業務を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- （5）水力発電に関する研修の実績とノウハウを有しており、研修会を円滑かつ的確に運営できること。
- （6）委託契約等で民間会社に業務の一部を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。

5. 契約の要件

（1）契約形態

単年度契約による委託契約

（2）採択件数

1件

(3) 成果物の納入

業務報告書及び概要版を納入する。(電子媒体2枚)

(4) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

業務完了後、1週間以内に実績報告書を提出すること。

実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もあるので注意すること。

業務完了後においても、経済産業省が、当財団立ち合いのもとに必要な応じて現地調査等を行うことがあるので協力すること。

6. 応募手続きについて

(1) 募集期間

募集開始日：令和2年6月2日

募集締切日：令和2年6月23日[13時必着]

持参又は書留による郵送等(配達記録付き)でお願いします。

※受付時間(平日9:00~12:00及び13:00~17:00)外の提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。

(2) 応募書類について

- a. 応募に際しては、本公募要領による様式を使用してください。また、応募書類の様式の大きさは全てA4版で統一し、2穴(ISO838)のA4ファイルに綴じてください。
- b. 以下の書類をA4ファイルに綴じて、2部(正副各1部)提出して下さい。なお、電子媒体(CD-R又はDVD-Rに限る。)については、正本に1部添付して提出してください。ディスクのラベル面には、業務名、事業者名を明記してください。

① 申請書 (様式第1)

② 企画提案書 (様式第2)

③ 提案額内訳書 (様式第3)

提案額内訳書は消費税率10%で見積ること。

なお、共同体で申請する場合には、体制表に基づき、構成会社(団体)ごとの内訳書も作成すること。

④ 申請受理票 (様式第4)

⑤ 添付書類

- ・申請者の概要が分かるもの (パンフレット等)
- ・申請者定款
- ・登記簿 (履歴事項全部証明書の原本)
- ・財務諸表 (直近2ヵ年分)
- ・その他

- c. 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、個々の情報の公表・非公表の取扱については、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。
- d. 応募書類の作成費は経費に含まれません。また、採択の可否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- e. 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- f. 平成28年度から令和元年度までの事業報告書 (概要版) を以下のホームページで公開していますので参考にしてください。また、事業報告書 (詳細版) の閲覧を希望する場合やその他の質問等がある場合は「(3) 応募書類の提出先」に記載の連絡先までお問い合わせください。

https://suiryokuhojo.nef.or.jp/research_business/

(3) 応募書類の提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号イムブル・コジマ2階

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部

『人材育成等を行う事業』宛

TEL: 03-6810-0374

注1: お問合せは、土日祝を除く9:00~12:00及び13:00~17:00
にお願いします。

注2: 上記以外の電話番号では、本業務に関するお問合せにはお答えできません。

(4) 資料

当財団のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

(財団のホームページURL: <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)

(5) その他

応募期間内に予定価格を下回る価格の応募がない場合、応募者に対して再度提出期限を定めて募集を行う。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

事業者の採択にあたっては、事前に資格審査を行った後、外部有識者で構成される事業評価委員会（非公開）で審査を行い決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて評価を行います。

a. 応募資格

申請者は、「4. 応募資格について」の応募資格を満たしているか。

b. 審査項目

以下の審査項目に基づいて総合的な評価を行います。

(技術面)

- (a) 本事業の目的、対象者などが具体的に業務に反映され、目標達成につながる内容かどうか。
- (b) 「2. 業務の内容」に書かれた項目が記載されており、事業内容が事業目的に整合しているか。また、具体的に示されているか。
- (c) 事業の実施方法が記載されており、事業目的、事業内容に整合しているか。また、具体的に示されているか。効果的・効率的な方法が採られているか。
- (d) 事業者独自の創意工夫、提案等があるか。実施後の波及効果が期待できるか。
- (e) 業務スケジュールが具体的に記載されているか。また、スケジュールを適切に管理するためのキーデット、手順や適切に実施できる根拠、経験が記載されているか。
- (f) 業務遂行可能な人数が確保されており、業務の実施体制、役割分担が事業内容と整合しているか。要員、体制、役割分担が明確か。また、財団からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。実施体制、管理能力、実務経験やその有効性が適当か。
- (g) 研修に関する専門知識、ノウハウ、経験等があるか。また、従事者の保有スキル・専門知識等が豊富か。
- (h) 業務遂行のための経営基盤、経営能力を有しているか。

(価格面)

- (a) 提案金額が、予定価格の範囲内であるか。

(b) 提案金額が、より低価格であるか。

(3) プレゼンテーション

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーションは行わないこととします。そのためできる限り写真や図も併用した分かりやすい提案書類の作成を心掛けてください。

(4) 採択結果の通知について

採択された申請者については、一般財団法人新エネルギー財団のホームページで公表するとともに、申請者に対しその旨を書面で通知します。また、採択されなかった申請者に対しても書面で通知します。

8. 契約について

採択された応募者については、一般財団法人新エネルギー財団との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、一般財団法人新エネルギー財団との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後業務開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行います。

契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 対象経費について

本業務の対象となる経費は、業務の実施に要する経費及び業務成果の取り纏めに必要な経費であり、経費の計上に際しては、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に従っていただきます。

業務の実施に要する経費の支払いは、原則として事業期間中に行ってください。例外として、支払が委託事業期間外であっても委託事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、委託対象経費として認められます。（請負業者等からの請求書は、補助事業完了日までに受領してください。）

10. 説明会の開催

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、説明会は行わないこととします。

11. 応募書類の様式

様式第 1

令和 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 市 川 祐 三 殿

令和 2 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電事業性評価等支援事業) のうち
人材育成等を行う事業に係る業務申請書

(幹事法人) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
連絡担当者	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役 職	
	電話番号 (代表・直通)	
	F A X	
	E-mail	

共同体で申請する場合、幹事法人を定め、構成会社毎に記載すること。

様式第 2

令和 2 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電事業性評価等支援事業) のうち
人材育成等を行う事業に係る企画提案書

1. 業務の概要

- ・ 業務の目的
※業務の目的を具体的に記載すること。
- ・ 業務の目標
※業務の目標を具体的に記載すること。

2. 業務内容

- ・ 業務の内容
※業務で実施する具体的な調査の項目、内容等を記載すること。
- ・ 業務の実施方法
※業務で実施する具体的な調査方法等について記載すること。

3. 業務実施計画

- ・ 作業内容およびスケジュール
※実施する具体的な作業内容とスケジュールについて記載すること。
(記載例)

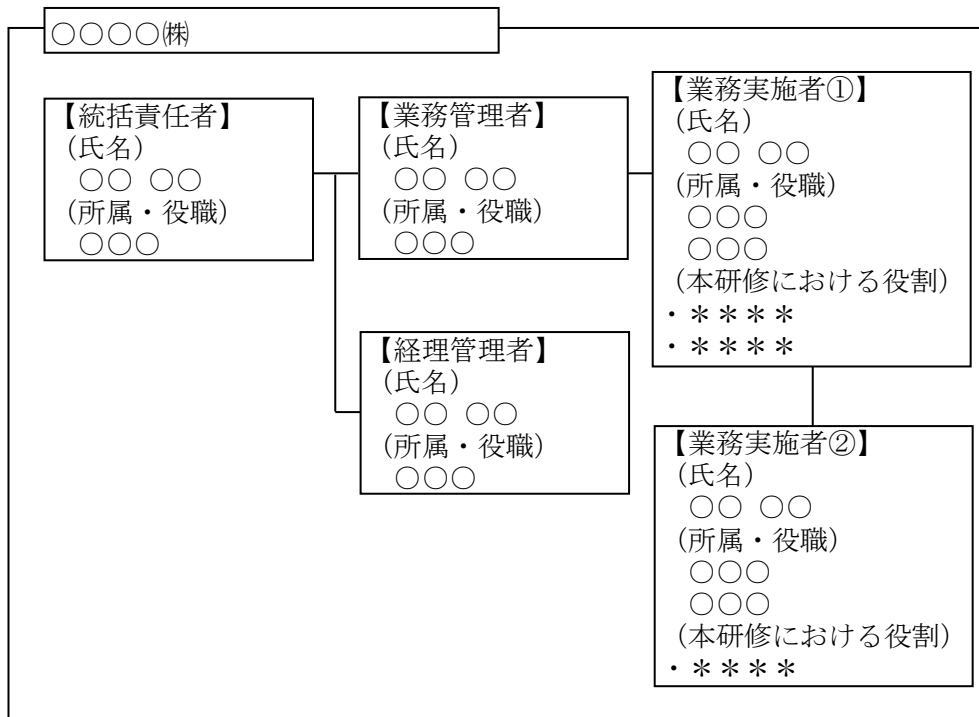
作業内容	令和〇〇年度				備考
	〇月	〇月	〇月	〇月	
1. ＜項目 1＞	→ →				
1－1. 〇〇〇〇					
1－2. 〇〇〇〇					
2. ＜項目 2＞					
3. ＜項目 3＞					
4. ＜項目 4＞					

4. 実施体制

- ・業務実施体制図、役割分担

※事業者の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記載すること。

(記載例)



- ・組織としての専門性、類似業務実績等

※本業務に関連する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記載すること。

また、業務従事予定者の業務経験・保有スキル・専門知識等について記載すること。

5. 経営基盤について

※業務を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制）について記載すること。

6. 応募資格

※応募資格の各項目について、申請者の状況を記載すること。

7. 添付資料

- ・その他必要な書類

様式第 3

令和 2 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
 (水力発電事業性評価等支援事業) のうち
 人材育成等を行う事業に係る提案額内訳書

(単位: 円)

経費項目		積算内訳	金額
Ⅰ. 人件費			
Ⅱ. 事業費	1. 旅 費		
	2. 会議費		
	3. 謝 金		
	4. 備品費		
	(借料及び賃料)		
	5. 消耗品費		
	6. 外注費		
	7. 印刷製本費		
	8. 補助員人件費		
	9. その他諸経費		
Ⅲ. 再委託費			
Ⅳ. 一般管理費			
Ⅴ. 消費税			
合 計			

様式第4

申 請 受 理 票

令和 年 月 日

受付番号	
------	--

令和2年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電事業性評価等支援事業)のうち
人材育成等を行う事業

申請者

企業・団体等の名称：_____

企業・団体等代表者役職・氏名 _____ 殿

FAX番号 () _____

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部
〒170-0013
東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムープル・コジマ2階
電 話 03-6810-0374
FAX 03-6810-0370

本件に関する連絡等につきましては、この受付番号をご使用くださいますようお願い致します。

- ※ 申請受理票は、申請書、提案書を受理したことを証明する書類ですので、名称、代表者の役職・氏名、FAX番号を記入してください。
- ※ 本票は、新エネルギー財団より、申請者に対してFAXにて返送します。